

(案)

令和5年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付要綱

(目的)

第1条 エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂等を運営する団体に対して令和5年度の予算の範囲内において支援金を給付し、子ども食堂等の安定的かつ継続的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども食堂 広く地域の子どもの受け入れ、無料又は低廉で食事の提供を行うものをいう。
- (2) 八戸こども宅食おすそわけ便 子育て世帯に対し、食品等を配付する活動であって、社会福祉法人青森県社会福祉協議会から当該活動の実施主体として指定され行うものをいう。

(対象事業)

第3条 支援金の給付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をそれぞれ満たすものとする。

(1) 子ども食堂

- ア 市内で実施されていること
- イ 年6回以上、かつ概ね2か月に1回以上実施し、1回あたり児童5人以上を対象としていること
- ウ 主な利用者が18歳未満の子どもとその保護者であること
- エ 営利を目的とした事業ではないこと
- オ 令和5年度中に継続して事業を実施すること（申請後に開始・再開する場合も含む）

(2) 八戸こども宅食おすそわけ便

- ア 自ら主催する団体で、年6回以上実施していること
- イ 主な利用者が18歳未満の子どもとその保護者であること
- ウ 開催場所が市外である場合は、八戸市民を対象に加えて実施していること

(対象団体)

第4条 支援金の給付対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 子ども食堂又は八戸こども宅食おすそわけ便を運営している団体（NPO法人や企業、事業運営のための任意団体等）であること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体ではないこと

- (3) 宗教活動、政治活動を行う団体ではないこと
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- (5) 市税を滞納していないこと（納付が可能な状況になり次第、納付する旨の制約がある場合は、この限りでない）。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、1団体当たり6万円とする。

（支援金の給付回数）

第6条 支援金の給付は、1団体につき1回限りとする。

（支援金の給付申請）

第7条 支援金の給付を受けようとする団体は、別に定める申請期間に、次の各号の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 令和5年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付申請書兼口座振替申出書（様式第1号）
- (2) 事業の活動状況が分かる書類
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（給付決定）

第8条 市長は、前条による給付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の給付、又は不給付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をしたときは、令和5年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、速やかに支援金を給付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不給付の決定をしたときには、八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付不給付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第9条 受給団体は、令和5年度の事業終了後、令和6年3月31日までに、令和5年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金実績報告書（様式第4号）により、年度内の活動実績を市長に報告しなければならない。

（給付決定の取消）

第10条 市長は、受給団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定を取り消し、支援金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為があったとき
 - (2) 支援金を給付の目的以外に使用したとき
 - (3) 前条の実績報告書の提出がないとき
 - (4) 前各号のほか、市長が給付を行うことを不相当と認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により取消等を決定したときは、団体に対し速やかに、令和5年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金給付決定取消通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 支援金の給付を受ける権利は、他人及び他団体に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

（関係書類の整備）

第12条 受給団体は、事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、給付の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し、その他必要な事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。